川崎区役所人材育成推進委員会設置要綱

（目的）

第１条　「川崎区役所人材育成計画」に基づき、川崎区役所人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）人材育成推進策に係る企画及び立案に関すること

（２）川崎区役所人材育成計画の進行管理に関すること

（３）その他必要な事項に関すること

（組織）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認める場合は、必要な職員を委員会に出席させることができる。

（１）区長

（２）副区長・まちづくり推進部長

（３）区民サービス部長

（４）地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長

（５）地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長

（６）大師支所長・大師地区健康福祉ステーション所長

（７）田島支所長・田島地区健康福祉ステーション所長

（８）道路公園センター所長

（９）まちづくり推進部総務課長

２　委員長は区長をもって充て、会務を総理し、委員会の議長となる。

３　副委員長は、副区長をもって充て、委員長を補佐し、委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

（区人材育成推進部会）

第４条　委員会に第２条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、川崎区役所人材育成推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

２　推進部会の部会員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、部会長が必要と認める場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

（１）まちづくり推進部総務課長

（２）区民サービス部区民課長

（３）地域みまもり支援センター地域ケア推進課長

（４）大師支所区民センター室長

（５）田島支所区民センター室長

（６）道路公園センター担当課長［管理］

３　部会長はまちづくり推進部総務課長をもって充て、会務を総理し、推進部会の議長となる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年３月２０日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２３年１２月５日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和５年４月１日から施行する。